

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
第一部							
3. 環境社会配慮確認にかかる基本的な考え方	(3) 環境社会配慮に要する情報	環境社会配慮確認手続き	1	環境社会配慮助言委員会の設置	<p>【提言】</p> <p>12. 環境社会配慮助言委員会の設置 JBIC/NEXI は、常設の第三者機関(環境社会配慮助言委員会)を設置し、支援決定前の審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後のプロジェクトの環境社会配慮に関する助言を得るべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI は事業者が既に環境社会配慮への対応を含めて立案した計画に基づき往々にして着手済のプロジェクトにおける環境社会配慮の実施状況を確認する立場にあること、更にカテゴリ A については、第三者である外部コンサルタントも起用して環境レビューを実施していることから、第三者機関を常設してプロジェクト環境審査を行う意義・必要性は見出せず、むしろ審査プロセスが複雑化・長期化して、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念される。 他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておらず、環境社会配慮助言委員会の設置はイコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。また、JBIC/NEXI には事後的な異議申し立て制度も設けられており、適切な事後対応の制度を整えられていると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA において、このような助言委員会を設置しているところはない。民間ビジネスの機動性を損ない、本邦企業の競争力を失わせる等の懸念があることから、助言委員会の設置は考えていない。 他方、事後的な異議申し立ての制度を設けており、適切な事後対応の制度を整えている。このような制度を設けている機関自体、調査した主要 ECA では JBIC/NEXI 以外に EDC のみであり、ECA においては極めて少ないという認識。
	(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準	環境社会配慮確認手続き	2	環境モニタリングにおいて参照すべき国際基準が改訂されたことを受けての検討	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリングまたは各 ECA ガイドラインにおいて代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 また、モニタリングは競合関係にある OECD 加盟国の共通規範であり、基本的に環境モニタリングをベースにすべきと考える。 	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリング(以下「環境 CA」)の改訂を受け、適合すべき国際基準を改訂する。環境 CA の規定は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 非プロジェクトファイナンス案件の場合は、世銀セーフガードポリシー又は IFC パフォーマンススタンダード(以下「IFC PS」)。ただし、プロジェクトファイナンスと同等のストラクチャードファイナンスやプロジェクトに参加する主要金融機関が IFC PS を採用している場合は、IFC PS。 プロジェクトファイナンス案件の場合は IFCPSP EHS ガイドライン。対象セクターに関する EHS ガイドラインが存在しない場合は、適切な国際的に認知された基準。
4. 環境社会配慮確認手続き	(2) カテゴリ分類	環境社会配慮確認手続き	3	調査段階に関する場合のカテゴリ分類	<p>【提言】</p> <p>1. 調査段階に関する場合のカテゴリ分類 JBIC/NEXI が開発事業の調査段階で支援を行う場合、本体工事段階の影響に応じたカテゴリ分類を行うべきである。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> NGO からの提言で例示されている出資案件(DMICDC)は、調査や許認可取得支援等を実施する企業に出資するものであり、その後の開発を行うものではないことから、カテゴリ分類は、出資先が直接実施する業務を対象に行えば十分と認識。 調査後に、開発を伴う個別プロジェクトへの出融資を実施する場合には、通常通り個別に環境レビューを行う。
		環境社会配慮確認手続き	4	追加設備投資を伴わない権益取得にかかるカテゴリ分類	<p>【提言】</p> <p>2. 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の例示から削除 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示から削除するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行のガイドラインの記載のままであっても環境影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当すれば、カテゴリ C に分類する対象外となる。一般的な「通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例として、当該「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の分類例示とすること自体、特に削除等は不要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の環境ガイドラインは、原則としてカテゴリ C に分類される「通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例として、追加設備投資を伴わない権益取得案件を挙げている。しかし、実際に環境影響が及んでいる場合は、「特段の環境影響が予見されない」とは言えず、カテゴリ C には分類されない。 また、「通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」であっても、「影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するもの」はカテゴリ C に分類する対象から除かれている。 したがって、現行の環境ガイドラインの記載のままで十分適切なカテゴリ分類を行っており、修正の必要はないものと認識。 なお、実務的には、環境スクリーニングフォームにて現地住民等からの苦情や現地環境当局からの改善指導、工事中止・操業停止命令等の有無を確認する項目を設けており、環境ガイドラインの規定に基づく適切なカテゴリ分類が行われるよう対応している。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
	(3) カテゴリ別の環境レビュー	環境社会配慮確認手続き	5	戦略的環境アセスメントの適用について	<p>【提言】</p> <p>3. 戦略的環境アセスメント(SEA)の適用 JBIC/NEXI がマスタープラン段階から関与する場合は、戦略的環境アセスメント(SEA)を適用することを要件とするべきである。 Ex 事例 3DMIC</p>	<p>他国 ECA において採用されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインで適用することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。</p>	<p>JBIC/NEXI は、個別プロジェクトを対象に出融資・付保を行っており、戦略的環境アセスメント(SEA)はなじまない。NGO の提言書で例示されている DMICDC に対する考え方については、項番 2 参照。</p> <p>他方、世銀や JICA が実施している政府向けの融資等の場合は、環境レビュー時にどのプロジェクトに資金が利用されるか特定されていないケースがあることから、このような場合に、今後、資金が流れる可能性のある複数の開発プロジェクトの環境への影響を全体的に把握するために、SEA を行っていると理解している。</p>
		環境社会配慮確認手続き	6	投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて	<p>【意見】</p> <p>• 意思決定後に環境レビューを実施することの是非に関する検討事項: 1.意思決定後に環境レビューが行われる場合、違反が増える可能性が高い。 2.意思決定後の環境レビューは適切に案件実施が行われる可能性が低下することになる。 3. OECD コモンアプローチでは、意思決定に際して ESIA 等の提出・レビュー・公開等が要件となっており、これらの要件に反することになる。 4. 他の ECA がどのような対応をしているのか、調査するべきである。</p> <p>• 意思決定後に環境レビューを実施する際の検討事項: 5. 意思決定前のカテゴリ分類は想定される最も大きな影響に基づいて行われるべき。 6. カテゴリ分類結果公開時に、環境レビューを意思決定後に行う理由を公開するべき。 7. プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地域の環境社会配慮リスク等について意思決定前に環境レビューを行うべきである。 8. 上記 7 の環境レビューに用いた文書を意思決定前に公開するべきである。 9. 上記 7 の環境レビュー結果は意思決定後、すみやかに公開するべきである。 10. EIA 等の環境社会配慮関連文書の提出期限は最長でも意思決定後 3 年以内とするべき。左記提出期限は上記環境レビュー結果に含めて公開するべきである。 11. 意思決定後に上記 10 の文書が提出された場合は、それらの文書を公開するべきである。左記文書の環境レビュー結果は、環境レビュー後に公開するべきである。 12. 意思決定時に合意された期限内に EIA 等の環境社会配慮関連文書が提出されない場合は、JBIC/NEXI は支援を停止するべきである。</p>	<p>昨今の我が国のエネルギー情勢を踏まえ、日本が輸入するエネルギー資源価格の低下に繋げることも意識し、今後、(資源権益価格が比較的廉価な)早期の段階で資源権益を取得する案件が出てくるものと思われる。</p> <p>一方、現在の環境ガイドラインでは、環境影響評価書が未作成段階での権益取得等の資金コストへの対応は想定していないと思われるため、日本の輸入するエネルギー資源価格の低廉化に繋げるべく、上記のような資金コストについても、一定の環境影響評価を実施する、あるいは融資実行後に実施する環境影響評価において不適切な結果が出た場合には強制償還とすること等により環境影響評価書が未作成の段階でも融資可能とするなど実態に即した支援が受けられるようにしていきたい。</p>	<p>【提言】</p> <p>• 案件の性質上、投融資の意思決定が必要な時点(借入人に資金需要が発生している時点)で、EIA 等の情報が揃っておらず環境レビューを行う段階にない場合、意思決定後に環境レビューを実施することを前提に、意思決定を行うことを可能とする。</p> <p>• IFC も、同様の対応を可能としていると理解。</p>
5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	7	意思決定後の環境関連文書の公開	<p>【提言】</p> <p>5. 環境関連文書のウェブサイトでの情報公開及び意思決定後の掲載継続 環境関連文書はウェブサイトでの情報公開を原則とし、意思決定後も掲載するべきである。 追加環境関連文書が借入人/実施者のウェブサイトで公開されている場合は、その URL にリンクを張ることによる公開を可とする。</p>	<p>JBIC/NEXI が支援する商業プロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であること、更にはテロによる襲撃も考えなければならないことを、常にご配慮を頂きたい。これを阻害しない範囲での意思決定後の環境関連文書の公開は問題ない。</p>	後日、回答予定。
		情報公開	8	環境関連文書(EIA 等)の翻訳版の公開	<p>【提言】</p> <p>6. 環境関連文書の翻訳版の公開 JBIC/NEXI が環境レビューにおいて環境関連文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開するべきである。 Ex 事例 4 バタ石炭火力発電</p>	<p>JBIC/NEXI の環境審査は、EIA 等のみではなく、質問状や現地確認により総合的に行われると理解しているが、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳(費用対効果で必要部分のみ翻訳)を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念があり、オンラインされた文書が公開されるべきと考える。</p>	後日、回答予定。
		情報公開	9	カテゴリ FI のサブプロジェクトのカテゴリ分類および環境関連文書の公開	<p>【提言】</p> <p>7. カテゴリ FI のサブプロジェクトに関する情報公開 カテゴリ FI 案件で、金融仲介機関がカテゴリ A 及び B に相当するサブプロジェクトに投融資を行う場合は、その投融資契約が行われる前に、JBIC/NEXI は、そのサブプロジェクトのカテゴリ分類及び環境関連文書を公開するべきである。また、金融仲介機関の投融資決定後、JBIC/NEXI は金融仲介機関の環境レビュー結果を公開するべきである。 Ex 事例 3DMIC</p>	<p>現状の JBIC によるカテゴリ FI の情報公開は、IFC 等における取扱いと同様と理解しており、問題があるとは思えない。</p> <p>また、カテゴリ FI 案件の場合、仲介金融機関に環境審査能力があるケースでは仲介金融機関が JBIC 環境ガイドラインに沿った環境レビューを行っているため、これに関する情報公開は環境レビューを実施した当事者である仲介金融機関に任せべきであり、JBIC 自身が情報公開を行うことは、審査プロセスが複雑化・長期化して、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念される。</p>	後日、回答予定。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
		情報公開	10	国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開	【提言】 9. 国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開 国際的基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合は、その背景・理由等を環境フェクトレポートの結果に記載するなどの形で公開するべき。	<ul style="list-style-type: none"> そもそも環境レビュー結果の公表を実施していない ECA(Hermes・KEXIM)があるなか、現状においても JBIC/NEXI の情報公開は先進的であり、これらの国の企業とのイコール・フットイングの観点より、現状以上の環境レビュー結果の過度な公開は不要と考える。 	後日、回答予定。
		情報公開	11	英語版のスクリーニングフォームの公開	【提言】 10. 英語版の環境レビュー結果へのスクリーニングフォーム添付 スクリーニングフォームが英語で JBIC/NEXI に提出されている場合は、公開する環境レビュー結果の英語版にもスクリーニングフォームを添付するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI 側でご検討頂く事項と理解。プロジェクト実施者側の負担がこれまでに以上に増えることのないよう留意頂きたい。 	後日、回答予定。
		情報公開	12	JBIC/NEXI によるモニタリング確認の結果の公開	【提言】 11. JBIC/NEXI によるモニタリング確認の結果の公開 カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、また JBIC/NEXI が自ら行なうモニタリング結果を公開するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることを、常にご配慮を頂きたい。現地において一般に公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 	後日、回答予定。
		情報公開	13	モニタリング結果のステークホルダーへの公開	【提言】 21. モニタリング結果のステークホルダーへの公開 モニタリング結果の公開に関する項目では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていないとしない」とするべきである。	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることを、常にご配慮を頂きたい。現地において一般に公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 	後日、回答予定。
第二部							
1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	対策の検討	各論	14	代償措置に関する要件	【提言】 13. 代償措置に関する要件 ガイドラインの厳格化、整合性確保、明確化のために、「代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。」の後に、「技術的に可能な範囲で十分な回避措置や最小化・軽減措置がとられたかどうかと、ノネットロスで代償が十分に達成されているかどうかを検証するために独立した第三者による監査を得る。ただし、自然保護や文化遺産保護のための指定地域に重大な影響を及ぼす場合や、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には融資対象外とする。」と明記すべきである。 Ex 事例 2 ホガプライ炭鉱拡張事業		後日、回答予定。
	検討する影響のスコア	各論	15	検討すべき影響への不可分一体事業の影響の追加	【提言】 16. 検討すべき影響への不可分一体事業の影響の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に不可分一体事業の影響を追加するべきである。 Ex 事例 1 スロベック水力発電所		後日、回答予定。
	社会的合意及び社会影響	各論	16	地域社会・労働者の安全・保安に関する要件	【提言】 20. 地域社会・労働者の安全・保安に関する要件 「保安要員の利用、あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察による、地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないこと」を要件とするべきである。		後日、回答予定。
		各論	17	企業の社会的責任を求める指針「OECD 多国籍企業ガイドライン」に対する注意喚起について	-		【提言】 <ul style="list-style-type: none"> 環境 CA 改訂により、公的輸出信用の申請に關する適切な主体の間で「OECD 多国籍企業ガイドライン」が認識されるよう、OECD 参加国が促すことが追記された。現行の環境ガイドラインでは、上記ガイドラインに係る記載はないことから、環境 CA を踏まえた文言を追記する。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
	生態系及び生物相	各論	18	第三者による認証の取得	【提言(追加)】 自然生息域または森林の著しい転換または著しい劣化が生じる恐れのある地域のある地域の一次産品を調達する場合は、第三者による認証を取得しなければならない。		後日、回答予定。
	非自発的住民移転	各論	19	移転・補償合意文書に関する要件	【提言】 18. 移転・補償合意文書に関する要件 非自発的住民に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていない。		後日、回答予定。
	先住民民族	各論	20	先住民民族の合意に関する要件	【提言】 19. 先住民民族の合意に関する要件 プロジェクトが先住民民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意(FPIC)が得られていなければならない」ことを要件とするべきである。 Ex 事例 2 ホガライ炭鉱拡張事業、事例 5 サノク多目的ダム事業		後日、回答予定。
	その他	人権	21	JBIC/NEXI による人権状況の把握	【提言】 4. JBIC/NEXI による人権状況の把握 JBIC/NEXI は、相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況(ステークホルダーによる認識も含む)を把握し、環境社会配慮が適切に実行されるかどうかを確認するべきである。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電所		後日、回答予定。
		人権	22	検討すべき影響への人権影響の追加	【提言】 15. 検討すべき影響への人権影響の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に人権影響を追加するべきである。		後日、回答予定。
規定なし	温室効果ガス		23	温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開	【提言】 8. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開 JBIC/NEXI は、温室効果ガス高排出プロジェクトにおいて以下の情報を公開するべきである。 ・CO2 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおいて、意思決定前に推定排出量及び緩和策を公開し、意思決定後は、借入人から入手した測定・報告・検証(MRV)結果を公開する。 ・550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトにおいて、意思決定前に複数のエネルギー源を含む代替案検討結果、環境外部費用を含めたコスト比較分析結果、温室効果ガス排出を最小化する最適技術の検討結果を公開する。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電事業		後日、回答予定。
	温室効果ガス		24	検討すべき影響の範囲への気候変動の追加	【提言】 14. 検討すべき影響の範囲への気候変動の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響のスコプ」に気候変動を追加するべきである。		後日、回答予定。
	温室効果ガス		25	温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件	【提言】 17. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」に「(気候変動対策)」の項目を追加し、以下の要件を入れるべきである。 ・CO2 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトは、測定・報告・検証(MRV)が行われ、その結果が公開されていないといけない。 ・550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトは、複数のエネルギー源を含む代替案が検討され、環境外部費用を含めたコスト比較分析が実施され、温室効果ガス排出を最小化する最適技術が採用されていないといけない。		後日、回答予定。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧	各論		26	「1.影響を及ぼしやすいセクター」の例示リストへの追加	-		【提言】 • 環境 CA の改訂を踏まえ、「新設の採石場を含む新規のセメント工場」を例示リストに追加することを検討。
	各論		27	「2.影響を及ぼしやすい特性」の例示リストへの追加	-		【提言】 • 環境 CA の改訂を踏まえ、現行の例示リストにある「大規模非自発的住民移転」を「大規模な用地取得、非自発的住民移転」と変更することを検討。

(注 1)それぞれ、以下の資料によるもの。

【提言】:「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮ガイドライン改訂に対する NGO 提言」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク(JATAN)、モン・ウォッチ(2014 年 2 月 12 日提出))

(意見):「項番 6「投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて」に関する意見」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014 年 6 月 9 日提出))

(注 2)「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書」(エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014 年 6 月 5 日提出))